

岡山県公報		発行 岡山県	
			
目次		担当課（室）	
【告示】 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 特定計量器定期検査 ○ 漁業災害補償法の規定による同意の成立 【公告】 ○ 土地改良区の定款変更の認可 ○ 〃 ○ 一般競争入札の実施 【選挙管理委員会】 ○ 当選の効力に関する審査申立てに対する裁決		地域医療推進課 〃 工業技術センター 水産課 耕地課 〃 警察本部会計課 選挙管理委員会	
		目次	
		担当課（室）	

◎岡山県告示第百四十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和八年七月十七日

指定した医療機関

名称

訪問看護ステーションみつや総社

所在地

総社市岡谷一二九―五

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定年月日

令和八年七月一日

◎岡山県告示第三百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第二項の規定によりその指定を更新した。

令和八年七月十七日

指定を更新した医療機関

名称

向陽薬局

所在地

津山市二宮五一―一五

岡山県知事 伊原 隆 太

更新年月日

令和八年七月十四日

◎岡山県告示第三百四十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

令和八年七月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場 所	期 日
井原市	晴れの国岡山農業協同組合美星支店	令和八年九月一日 一〇…三〇〇 一二…〇〇〇
	〃	〃 一三…三〇〇 一五…〇〇〇
	西部いこいの里	二日 一〇…三〇〇 一二…〇〇〇
	晴れの国岡山農業協同組合井原北支店青野店舗	〃 一三…三〇〇 一五…〇〇〇
	井原市芳井生涯学習センター	三日 一〇…三〇〇 一二…〇〇〇
	〃	〃 一三…三〇〇 一五…〇〇〇
	井原市木之子公民館	四日 一〇…三〇〇 一二…〇〇〇
	〃	〃 一三…三〇〇 一五…〇〇〇
	井原市地場産業振興センター	七日 一〇…三〇〇 一二…〇〇〇
	〃	〃 一三…三〇〇 一五…〇〇〇
	〃	八日 一〇…三〇〇 一二…〇〇〇
	〃	〃 一三…三〇〇 一五…〇〇〇
	〃	九日 一〇…三〇〇 一二…〇〇〇
	〃	〃 一三…三〇〇 一五…〇〇〇
	〃	十日 一〇…三〇〇 一二…〇〇〇
	〃	〃 一三…三〇〇 一五…〇〇〇

二 実施機関		
岡山県指定定期検査機関		〃 〃
一般社団法人岡山県計量協会		〃 〃 十一日 一〇〃三〇〃 一三〃三〇〃 一五〃三〇〃

◎岡山県告示第三百四十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により、次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和八年七月十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

- 一 区域 寄島町漁業協同組合の地区
- 二 区分 主として小型機船底びき網漁業を営む漁業

令和8年7月17日 岡山県公報 第12820号

〔二九七〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、
土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和八年七月十七日

岡山県知事

伊 原 木

隆

太

一 土地改良区の名称
足守土地改良区

二 認可年月日

令和八年七月七日

令和8年7月17日 岡山県公報 第12820号

〔二九八〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、
土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和八年七月十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

星田池土地改良区

二 認可年月日

令和八年七月七日

「一九九」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和八年七月十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量
基幹ネットワーク機器の借入れ 一式
- (2) 借入物件の特質等
入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 借入期間
令和9年3月1日から令和14年2月29日まで
- (4) 借入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和8年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和8年岡山県告示第31号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 納入する機器について、岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けた者で

あること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (086) 226－7538

(2) 申請期限

令和8年8月26日(水) 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234－0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和8年7月17日(金) から同年9月7日(月) まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ160グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和8年9月16日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和8年9月17日(木) 午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

5 借入物件に係る事前の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を令和8年8月3日(月) までに入札説明書で示す場所に提出し、借入物件に係る岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとと

もに、入札説明書に示す書類を作成し、令和8年9月7日（月）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :

Core Network Devices 1 set

(2) Lease period :

From 1st March, 2027 through 29th February, 2032

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 16th September, 2026

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

TEL 086-234-0110, Ext. 2242

◎岡山県選管告示第六十一号

令和八年四月五日執行の久米南町議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり決定した。

令和八年七月十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長

大

林

裕

一

裁 決 書

鹿児島県薩摩川内市平佐町一丁目 13 番地

トラスト川内カルディオ 101 号

審査申立人 永 井 豪

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和 8 年 4 月 20 日付けで提起された、同月 5 日執行の久米南町議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、岡山県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを却下する。

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙における中力さなえ氏の当選の効力に関する異議の申出を久米南町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対して行ったところ、町委員会は令和 8 年 4 月 17 日付けでこの異議の申出を却下する旨の決定を行った。申立人は、この決定を不服として、県委員会に対し、町委員会の決定を取り消し、本件選挙における中力さなえ氏の当選を無効とする旨の裁決を求めて、本件審査の申立てを行ったものである。

裁 決 の 理 由

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 206 条第 2 項の規定により、同項に規定する地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する審査の申立ては、同条第 1 項に規定する地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出に係る市町村の選挙管理委員会の決定に「不服がある者」が行うことができるとされているが、同項の規定により第一審たる異議の申出を提起し得る者が「その

令和8年7月17日 岡山県公報 第12820号

当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」に限られていることから、審査の申立てを提起し得る者も「不服がある選挙人又は公職の候補者」に限られるものと解される。

また、選挙訴訟を提起し得る選挙人について、「選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、その選挙区の選挙に参加しうる権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期している法意であると解するのが相当である」（昭和39年2月26日最高裁判所大法廷判決）とされており、この法意に照らせば、この「選挙人又は公職の候補者」とは、当該選挙（選挙区がある選挙にあつては、当該選挙区の選挙）に係る選挙人又は公職の候補者に限られると解するのが相当である。

町委員会が弁明したところによると、本件選挙に係る選挙人名簿、立候補者一覧表等の資料から申立人は「選挙人又は公職の候補者」ではないとしており、この事実に対する申立人からの反論はないことから、申立人は本件選挙に係る選挙人ではなく、また、本件選挙に係る公職の候補者にも該当しないものと認められる。したがって、本件審査の申立ては、不適法である。

よって、県委員会は、主文のとおり裁決する。

令和8年7月14日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

委 員 大 本 裕 志

委 員 西 康 宏

委 員 山 名 千 代